

ごみ集積容器の製作基準

(令和6年度ごみ集積容器設置助成金交付要綱第3条)

助成金の対象となるごみ集積容器は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 箱型（折り畳み可能なものを含む）のもの
- (2) 木造又は金属等で製作されたもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないもの
- (3) 鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぐ構造であるもの
- (4) 安全に利用でき、ごみの飛散防止が図られるもの